土地の所有者及び管理者の皆様へ

―― あなたの土地が不法投棄の現場にならないために ――

自分の土地

*放ってたらアカン！*

*簡単に貸したらアカン！*

土地を放っていたり、簡単に貸してしまったために、、、

・高速道路の側道沿いにある谷地を数か月ぶりに見に行ったところ、谷が廃棄物で埋められていた。

柵など全く設置していなかったので、側道からダンプで投棄されたんだろう。

・資材置場の名目で貸していたのに、廃棄物を積みはじめた。相手方に確認すると「一時保管してるだけです。すぐ出します。」との答え。それを信じて何もしなかったら、廃棄物は増え続け、ついには隣の土地にも大量に流出してしまった。

・相手がコンクリートがらのリサイクル事業をやるといったので、その熱心さに打たれ、土地を貸したのに、不法投棄されてしまった。不法投棄された後、行為者に撤去を求めたところ、「許可の有無を確認しなかったあんたが悪い。俺は暴力団の者から雇われてやっただけ。」と言われた。行為者は、現在、行方不明となっており、不法投棄された廃棄物はそのままである。

このような事態を避けるためには、

○土地の管理を徹底してください!!

侵入防止柵や警告掲示板を設置したり、定期的に監視することが必要です。不審な車両を見かけたら注意しましょう。また、工事中の不法投棄にも要注意です。

○契約は書面で結んでください!!

土地を賃貸するときは、相手方をきちんと調査するとともに、使用用途制限や不適正処理防止などに関する条項を盛り込んだ契約書を作成することが重要です。

○必要な措置をしてください!!

不審な点があれば、即座に関係機関に連絡してください。賃貸している場合は、契約解除や強固な侵入防止柵の設置などの措置をとることも必要です。

このような土地所有者等の責務について、大阪府では

**大阪府循環型社会形成推進条例**で規定しています。

詳しくは裏面をご覧下さい。

土地の所有者及び管理者の皆様へ

土地所有者等の責任について

――― 大阪府循環型社会形成推進条例第24条～第28条 ―――

土地所有者等（土地の所有者及び委任を受けた管理者など）がその土地の管理を怠ったり、使用用途の確認を十分に行わないままに契約するなど、安易にその土地を賃貸した結果、産業廃棄物の不適正な処理に利用され、周辺の生活環境に著しい支障を及ぼすこととなっている事例が多発しています。しかも、土地所有者等がその責務を十分に果たしていれば、未然防止や早期是正が可能であったと考えられるケースが大部分を占めています。

こうした状況を受け、大阪府循環型社会形成推進条例では、土地所有者等に対して、日常の責務や不適正な処理の発覚時の責務を明確にするとともに、それを果たさない場合の指導、勧告、措置命令等について定めています。

土地所有者等の責任

○すべての土地所有者等は、土地の適正管理について次のような責務を果たさなければなりません。

◆侵入防止柵や警告掲示板を設置したり、定期的に監視するなど自らの土地の適正な管理に努める。

◆産業廃棄物の不適正処理が確認された場合は、即時に大阪府など関係機関に通報する。

◆生活環境の保全上の支障がある場合は、自らの可能な範囲で支障の除去のための措置を図る。

◎特に、他の者に使用させ、産業廃棄物の発生・搬入が予想される場合※

◆賃貸借契約を書面にて行い、使用用途制限条項や不適正処理防止条項を盛り込む。

◆一般的な土地よりも頻繁に監視し、適法状態かどうか確認する。

◆不適正な処理が確認された場合は、書面による契約解除の申入れ、搬入防止柵の設置、法的対抗措置などを実施する。

※資材置場、ダンプの駐車場、石油類の精製など容易に産業廃棄物との関連が推測できる場合

土地所有者等への指導・勧告

知事は、産業廃棄物の不適正処理が確認された場合に、その土地所有者等に対して、上記「土

地所有者等の責任」を果たすよう指導・勧告することができます。また、この勧告に正当な理由

なく従わない場合には、その者の氏名を公表できます。

土地所有者等への措置命令

知事は、産業廃棄物の不適正処理が行われた土地の所有者等が上記勧告に従わず、さらに一定

の条件を満たした場合には、その土地所有者等に対して撤去等を命令することができます。この

命令に従わない場合には、３月以下の禁錮又は20万円以下の罰金が科せられることがあります。

（不法投棄等について）

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課　TEL：06-6210-9572

➢大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の場合は、各市にお問い合わせください。